

「改正労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置等の徹底」について、関係事業者に対して周知徹底を行いました

長岡労働基準監督署

長岡労働基準監督署においては、平成29年より、中越3署(長岡・小出・十日町)と連携し、足場からの墜落・転落災害防止を最重要課題として取り組んでいるところですが、このたび、令和5年10月1日(一部規定は令和6年4月1日)より施行される改正労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置等について、大手ハウスメーカーの営業所、地場店舗ブランドで展開する木建業者、県内の足場設置工事専門業者(当署で把握した者)に対して周知徹底を行いました。

要請内容は別添のとおりです。



長岡基署発 0630 第2号
令和5年6月30日

関係事業者各位

長岡労働基準監督署長
(公印省略)

～ 足場からの墜落防止措置が強化されます～

改正労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置等の徹底について(周知)

日頃より、自主的な労働災害防止活動を推進していただき、誠にありがとうございます。

この度、労働安全衛生規則が改正され令和5年10月1日から施行されることから足場からの墜落・転落災害防止を徹底いただきたく関係資料を送付いたします。

長岡労働基準監督署では、中越3署(長岡・小出・十日町)と連携し、足場からの墜落・転落災害防止を最重要課題として取り組んでいるところであり、従来からの地区木造家屋建築工事等安全対策協議会、関係建築組合との合同パトロールに加え、改正規則施行後には、木建工事現場に対する監督指導を実施することとしています。その際は、改正規則に基づいた足場からの墜落防止措置義務違反をはじめとする安全衛生関係法令違反については、是正勧告による改善を指導する予定としています。

ついては、足場組立・解体時において、御社の労働者に対し墜落防止対策を講じることは事業者として当然のことですが、足場の建地を間引くことなく、足場を本足場とすることにより、手すりなどの墜落防止措置を講じてある足場を組立てていただくようお願いいたします。

なお、高さが2メートル以上となる場所で墜落防止対策を的確に講じていないまま、職別工事事業者に作業をさせている場合は、元請事業者(ハウスメーカー、工務店)に対して、是正を勧告することとなりますので予めご承知ください。

木建工事業に従事する労働者がより安全な作業ができるよう自主的な改善を重ねてお願い申し上げます。

おって、ご不明な点などございましたら担当までご連絡願います。

【送付資料】

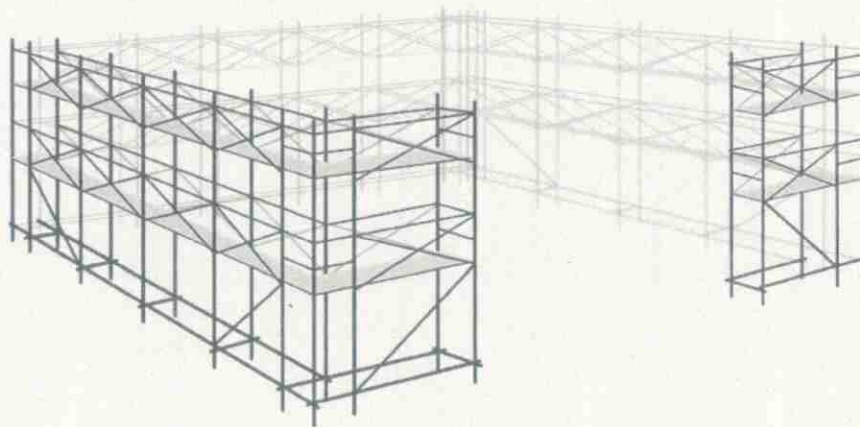
- 資料1 パンフレット ～足場からの墜落防止措置が強化されます～
- 資料2 木造家屋建築工事安全パトロール参考資料(令和5年)
- 資料3 リーフレット「足場の「組立て」と「使用」に関する労働安全衛生法上の責任」
- 資料4 足場の作業前点検表(例)

【担当】

長岡労働基準監督署
安全衛生課 佐藤 満
電話:0258-33-8711

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

①

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

②

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



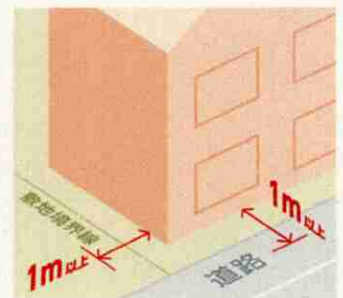
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所*において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

*足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

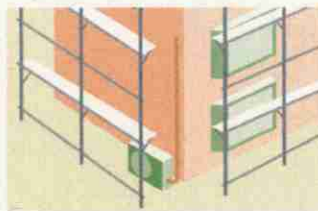
● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

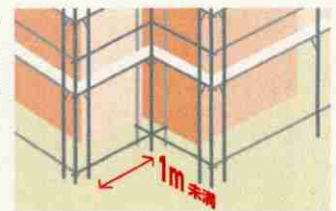


● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

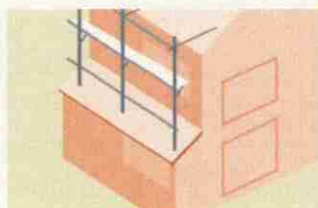
- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



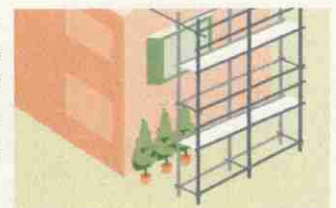
- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



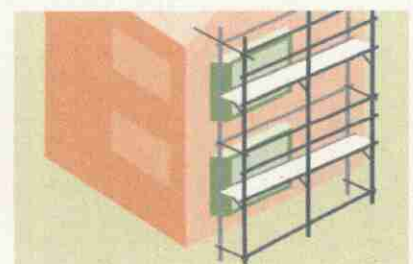
- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる時



*足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



*図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、
第655条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

●労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03 (5253) 8111 (内線24813/24816)

木造建築工事安全パトロールにおける指導事項、問題点

長岡・小出・十日町 労働基準監督署

1. 工事現場の掲示物

現場名、施工業者名、作業主任者、建築確認、労災保険成立票など現場掲示物がない。

現場名は近隣者に不安を与えないためにも必ず掲示の徹底を。(写真)



表示看板

2. 足場の構造

手すり、中さん、小口止め、巾木の逸脱、昇降設備がないものが散見される。(写真)
(改正規則・墜落防止措置)
足場盛替等点検の徹底を。



手すり、中さん、巾木の逸脱 ×



小口止めなし ×



手すりの逸脱 ×

ジャッキベース長が長い、設置位置の不良、建地の抜け止め措置がない。(写真)



ジャッキベース長さ ×



設置位置不良 ×



抜け止めなし ×

3. はしご、うま、脚立の使用

はしごの上部固定、下部滑動等転位防止(写真)、うまの単独使用禁止、脚立の天板使用禁止。



上部及び作業床の固定なし ×



下部転位防止あり

4. 二階開口部、躯体間の墜落防止、物体落下防止(写真 ~)

メッシュシートの設置、幅木、躯体間のネットの設置、2 階床張りの先行、階段室、クローゼット、窓の開口部養生を適切に実施(改正規則・飛来落下防止)



メッシュシートあり



躯体隙間養生なし ×



巾木(飛来落下防止)あり

5. 電動丸のこのカバーの固定

カバーを端材や紐等で固定して使わない。始業点検等により可動状態の確認を。



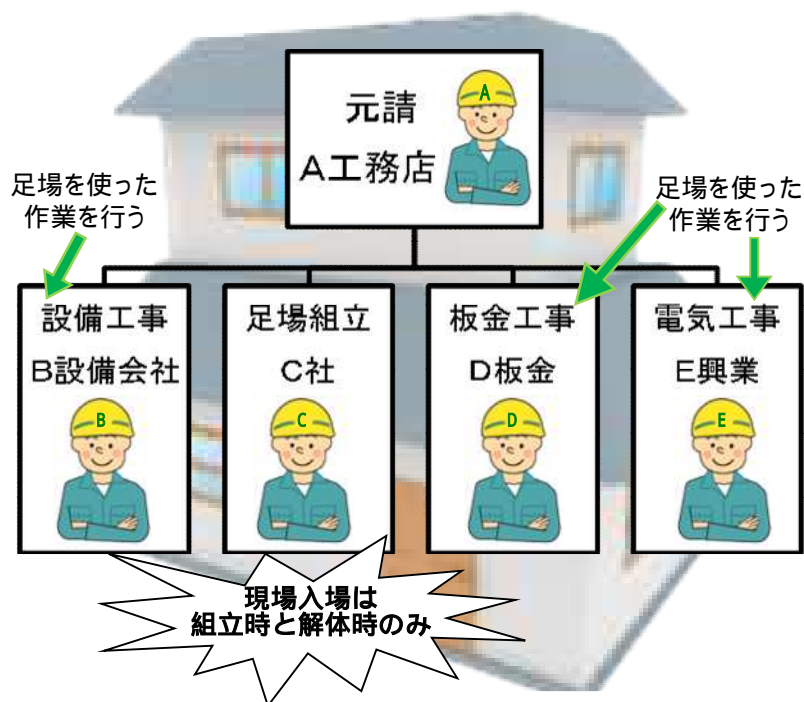
さん木の設置



開口部養生不備 ×

足場の「組立て」と「使用」に関する労働安全衛生法上の責任

長岡労働基準監督署



足場に起因する労働災害は、多くは足場の上で作業をしている場合です。

これに対する労働安全衛生法の責任(刑事責任、行政責任)は、**被災した労働者を雇用している事業者**(多くの場合、職別の工事業者(B~E社))や**場合により元請**(多くの場合A工務店)に対して問われます。

したがって、足場組立業者のC社が労働安全衛生法の責任を負うことは原則としてありません。

(参考)

民事責任は、多くの場合、労働災害と相当因果関係のある事業者に対して問われることが考えられます。(なお、責任を負う者が複数ある場合で、そのうち1人が被害者に賠償した場合には、他の責任を有する者の負担すべき過失割合(責任割合)に応じて求償することは可能です。)

元請であるA工務店が、足場組立C社に正しい足場を組立てさせたうえで、A工務店が中心となって現場の安全管理を行いつつ、「**統括安全管理**」といます。)足場を実際に使用する職別の工事業者(B~E社)とともに、足場の作業開始前点検を通じて「有効保持」に努めることが必要となります。

～法令が変わります～

今まで、ブラケット一側足場にするかどうかは、足場の建地を前後に設置できないくらい敷地が狭いかどうかという観点から判断していましたが、法令改正により幅が**1メートル箇所**において足場を使用するときは、原則として本足場(二側足場)とするよう基準が示されました。

なお、障害物の存在等、本足場の使用が困難なときを除きます。



くさび緊結式足場の良い組立例

前踏み・後踏みの二側に建地を設けています。

足場の作業前点検表

【低層住宅用くさび緊結式足場】

点検日	年 月 日(曜日)	元請確認
点検事業者		
点検者職氏名		

点検項目	点検内容	良否	是正内容(是正方法)	是正日	事業者確認
布	1 地上第一の布は、基底部から2m以下の高さに設けているか				
	2 布の両端のくさびは、建地の緊結部にゆるみなく堅固に打ち込まれているか				
	3 布は、各層、各スパンに設けられているか				
腕木	4 腕木は、建地と布の交点付近に設けられているか				
	5 腕木の両端のくさびは、建地の緊結部にゆるみなく堅固に打ち込まれているか				
	6 腕木は、各層、各スパンに設けられているか				
	7 腕木の垂直方向の間隔は2m以下ごとに設けられているか				
筋かい	8 大筋かいの場合は8層8スパン以下ごとに交さ二方向に設けられているか				
	9 専用筋かいの場合は、6層6スパン以内ごとに交さ二方向に設けられているか				
	10 大筋かい又は専用筋かいは、支柱にゆるみなく堅固に取り付けられているか				
	11 大筋かいは、建地と布の交点付近に設けられているか				
作業床	12 床付き布わくは、各層、各スパンにすき間なく設けられているか				
	13 作業床は、幅40cm以上あるか、また、はり間方向において支柱とすき間なく取り付けられているか				
	14 つかみ金具は、外れ止めがロックされているか				
手すり、中さん	15 手すりを布兼用にする場合、手すりは布材と同じものが使用されているか				
	16 高さ90(85)cm以上の手すり及び中さん等が設けられているか				
	17 妻面にも手すり、中さん等が設けられているか				
足場コーナー部	18 足場の最上部のコーナー部には火打ちが設けられているか				
壁つなぎ又は控え	19 壁つなぎに専用の壁つなぎ用金具が使用されているか				
昇降設備	20 昇降部に手すりは取り付けられているか				
屋根からの墜落防止措置	21 支柱は屋根の軒先より上方(90cm以上)に突き出されているか				
	22 支柱と軒先との間隔は、30cm以下になっているか				
	23 支柱には、手すり、中さんが取り付けられているか				
落下物防止用	24 幅木、メッシュシート、防網は計画通りか				
幅木(より安全な措置)	25 幅木等は取り外されていないか				
	26 幅木は脚柱に確実に取り付けられているか				
メッシュシート	27 メッシュシートは水平支持材に取り付け、すべてのはとめで緊結されているか				
防網	28 防網のつり網は確実に緊結されているか				

裏面図参照

◆足場点検

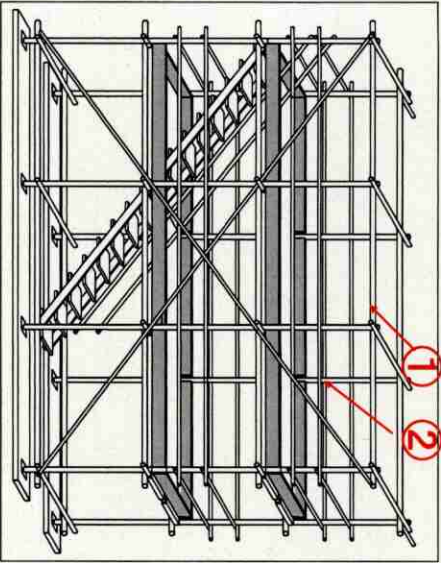
改正労働安全衛生規則関係(H21.7.1/H27.7.1/R5.10.1)

点検時期	点検内容	点検者	記録
作業開始前	墜落防止設備の取り外しの有無	事業者 (足場を使用して作業を行う全ての事業者) 点検者を指名	点検結果の記録の保存が望ましい
悪天候後 (大雨、強風等) 地震後 (中震以上) 足場の組立・一部解体・変更後	墜落防止設備 および 落下防止設備の取り外しの有無	事業者 (足場を使用して作業を行う全ての事業者) および 注文者 (元請事業者) 点検者を指名	点検結果 および 点検者氏名 記録を保存

記録の保存期間＝足場を使用する全ての仕事が終了するまでの間(工事が終了するまでの間)

◇足場点検箇所

わく組足場以外の足場(くさび緊結式足場等)の**作業開始前点検**の例



- <点検部位>
- ① 手すり等
 - ② 中さん等
- <点検内容>
- 取り外し・脱落の有無

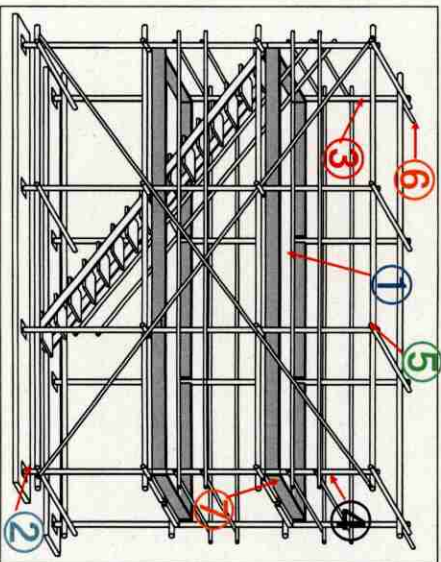
点検が必要な場合★

点検が必要な場合★	事業者	注文者※
通常に 作業を行う場合	○	—
強風・大雨・大雪等の 悪天候の後 に作業を行う場合	○	○
中震以上の 地震の後 に作業を行う場合	○	○
組立・解体・変更の後 に作業を行う場合	○	◎

- ★:いずれの場合も、**作業開始前に点検を実施する。**
- ◎:規則上、点検と点検記録の保存が義務付けられているもの
- :規則上、点検が義務付けられているもの
- :規則上、点検が義務付けられていないもの
- ※労働安全衛生法31条で規定する**注文者**をいう(特定事業を自ら行う注文者)

◇足場点検箇所

わく組足場以外の足場(くさび緊結式足場等)の**組立後等の点検**の例



- <点検部位>
- ① 床材
 - ② 脚部
 - ③ 建地・布・腕木
 - ④ 建地・布・腕木等の緊結部
 - ⑤ 緊結材・緊結金具
 - ⑥ 筋交い・控え・壁つなぎ等
 - ⑦ 幅木等
- <点検内容>
- 損傷、取付及び掛渡しの状態
 - 沈下及び滑動の状態
 - 損傷の有無
 - ゆるみかの状態
 - 損傷及び腐食の状態
 - 取付状態及び取り外しの有無

※作業開始前点検を行う点検内容に加えて、上記の点検を実施する